

変更指令森保第4号

株式会社キリシマ

平成8年3月11日付けで申請のあった林地開発変更許可申請については、森林法第10条の2第2項及び第4項の規定により別紙条件を付して許可します。

平成9年7月14日

鹿児島県知事
須賀健郎



記

開発行為に係る森林の所在場所	始良郡霧島町永水トンダン 3584 番地 1 外 242 筆
開発行為に係る森林の土地の面積	51.6801ha (変更前の面積 54.9987ha)
開発行為の目的	ゴルフ場造成
教示	<p>この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に農林水産大臣に対して審査の請求をすることができます。(ただし、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときには、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。)</p> <p>なお、この審査請求は正副2通を提出してください。</p>

許 可 条 件

- 1 以下の条件に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。
- 2 開発行為は、申請書及び添付書の内容に従って行うこと。
また、開発行為の計画を変更するときには、許可の変更申請を行うこと。
- 3 開発行為に着手したときには、遅滞なく知事に届け出ること。
- 4 表に示す主要防災施設の工事を先行し、これが完了したら、知事に別紙「主要防災施設工事完了申出書」を直ちに提出し、県の完了確認を受けなければならない。

主要防災施設	容 量	連 用
A 調 整 池	68,028 m ³	オフィス : (0.920×0.920)
B 調 整 池	5,248 m ³	オフィス : (0.300×0.300)

- 5 開発行為を中止又は廃止したときには、遅滞なく知事に届け出て、知事の指示による防災措置等を講じ、県の確認を受けること。
- 6 開発行為に係る土地の権利の譲渡を行うときには、速やかに知事に届け出ること。
- 7 開発行為の施行中に災害が発生、又は発生するおそれがある場合には、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく知事に届け出ること。周辺の農地、山林、里道、水路等に土砂等が流入しないよう細心の注意を払うとともに、万一そのような事態が発生した場合には、開発行為者において責任をもって対処すること。
- 8 切土、盛土又は捨土をする場合には、下流に対する安全を十分に確認し、降雨時、強風時、台風襲来時、又は融雪時には工事を行わないこと。
また、降雨時、強風時、台風襲来時、又は融雪時には、施工途中の切土、盛土又は捨土が、流出又は崩壊しないように、流出及び崩壊の防止措置を講ずること。
- 9 盛土及び捨土は、30センチメートルないし、40センチメートルごとに十分締固めを行うこと。
- 10 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ち等を行うこと。
- 11 法面上又は法肩付近の不安定な岩塊、土塊、樹根等は除去すること。
開発行為に起因する苦情その他の諸問題については、開発行為者が責任をもって適切に対処すること。
- 12 6 か月ごとに、開発行為の施行状況について、知事に報告書を提出すること。ただし、知事が必要と認めるときには、随時報告書を提出すること。
- 13 県が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 14 開発行為を完了したときには、遅滞なく知事に届け出るほか、県の完了確認を受けるものとする。また、県の職員による完了確認が終了するまで供用を開始しないこと。